

公衆衛生審議会伝染病予防部会基本問題検討小委員会における

結核予防法の取扱いに関する意見

岩尾課長(当時)

感染症対策の体系の見直し(包括化)」と書いてございますが、現在私どもの部屋で所管しておりますものに、結核予防法、エイズ予防法、性病予防法、予防接種法、この法律とございます。ハンセンについては先日廃止いたしましたので、そういう個別立法ということがWHOなどで一時言われておりましたのは、ある病気を特別視するということが差別につながるのではないかという議論は、らい予防法の廃止のときにも議論したところでございます。そういうような問題で、包括的な法体系というものが考えられるのかどうか。ただ、これには結核のように、ちょっと急性感染症ではあるのですが、むしろその後の管理を定めているようなものもございまして、そういうものも含めまして包括化ということをご議論いただきたい。

第1回(平成8年10月17日)

光石 忠敬委員(弁護士)

私はこの作業自体が、もともとなんで各個法をやめにして包括的な法律にしようとしているのか、このこと自体が人権のためだと思っているんです。ひとつは、隔離とかそういうものがやむを得ないというのは皆さんわかっているんです。だけど、いままで、たとえばエイズ予防法なんていうのをつくりますと、エイズというのは特別な、それが差別の基礎となるような、そういう悪循環を断ち切ろうと。それで包括的な感染症対策の法律をつくれれば、それだけでも違うわけです。だからそういう意味では、この作業自体も人権の保護のためにやっているんです。

第4回(平成9年2月28日)

滝沢課長(当時)

結核予防法、性感染症法の関係ですね。もちろんエイズ予防法もありますけれど、そういう感染症という観点からの関連法体系がいくつかあるわけですし、私ども実務的に、小委員会でのご議論も当然のことながら、実務的に今回の感染症対策の全般的な見直しという中で、どの範囲までどのように、当面制度改正やらあるいは法律的な再編成やらしていくのかという議論は担当ベースでさせていただいております。一つの考え方としては、結核予防法について申し上げますと、結核予防法としてのいろいろな歴史的な経緯でありますとか、あるいは治療の関係やらのいろいろな指針のことも含めて、非常に精緻に一元的に関係した法体系であるということもございまして、今

回の新たに予定されている新感染症予防法といいたまうか、そういった体系の中に統合したほうがいいのか、あるいは独立させておいたほうが、混乱といいたまうか、医療現場というものを含めて独立させておいたほうがいいのかということで、どちらかといいたまうと、結核予防法については、その経緯等を踏まえて、今回の法体系を統合していく中には入れない方向で、いまのところ私どもは実務的には考えておりますけれども、それもこれからのいろんな審議会としての全体としてのご議論が当然であろうかと思いたまう。

第13回(平成9年9月22日)

中谷 瑾子委員(慶応大学名誉教授)

結核予防法の方は別立てとすると課長がおっしゃられましたけれど、まことにそのとおりで、結核予防法関連の法律は膨大なものなんですよね。とてもここに統合できるようなものではありませんので、それは別になさったほうがいいと思いたまう。

第14回(平成9年9月30日)

光石 忠敬委員(弁護士)

いままで、たとえば結核とか性病とかエイズというふうには、感染症の病気ごとに法律をつくっているというところに対して、それが差別偏見を生むもとになったんだという反省があると私は理解しているんです。だからこそ、感染症立法として一つの包括的な立法にしようじゃないか。私はそれは賛成なんです。

第14回(平成9年9月30日)